

補助対象経費・補助金額

	補助金の交付対象経費	補助金額の算出方法
総則	<p>・補助金の対象となる経費は、下記①～⑥とする。</p>	<p>・補助金額の上限は、申請に係る外国人技能実習生等の人数に12万円を乗じた金額とする。</p> <p>・上記上限額の範囲内で、下記①～⑥の補助対象経費についてそれぞれ算出された補助金額を合計した金額を交付するものとする。</p>
①	<p>・県内で雇用される外国人技能実習生等が入国する際の水際対策において県内企業等が負担する宿泊施設（ホテル、旅館等）の宿泊費（室料）</p> <p>※外国人技能実習生等が入国日から水際対策として求められる待機期間中にかけて宿泊する経費に限るものとし、企業担当者等の出張に係るものは対象としない。</p>	<p>・宿泊費（室料）の実支出額に補助率3/4を乗じて得た額とし、円未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>・宿泊日数は、15泊を上限とする。</p>
②	<p>・県内で雇用される外国人技能実習生等が入国する際の水際対策において、外国人技能実習生等を空港等から待機宿泊施設に移送するため、県内企業等が負担する貸自動車（レンタカー）の借上費</p> <p>※外国人技能実習生等の移送に必要なもの（迎えるための往路を含む）に限るものとし、企業担当者等の出張に係るものは対象としない。</p> <p>※水際対策として公共交通機関不使用を求められている期間のみを対象とする。</p>	<p>・貸自動車（レンタカー）借上げに係る実支出額に補助率3/4を乗じて得た額とし、円未満の端数は切り捨てるものとする。</p>
③	<p>・県内で雇用される外国人技能実習生等が入国する際の水際対策において、外国人技能実習生等を空港等から待機宿泊施設に移送するため、県内企業等が用いる貸自動車等（レンタカー）の燃料費</p> <p>※外国人技能実習生等の移送に必要なもの（迎えるための往路を含む）に限るものとし、企業担当者等の出張に係るものは対象としない。</p> <p>※水際対策として公共交通機関不使用を求められている期間のみを対象とする。</p>	<p>・移送に係る燃料費の実支出額に補助率3/4を乗じて得た額とし、円未満の端数は切り捨てるものとする。</p>
④	<p>・県内で雇用される外国人技能実習生等が入国する際の水際対策において、外国人技能実習生等を空港等から待機宿泊施設に移送するため、県内企業等が負担する有料道路通行料金</p> <p>※外国人技能実習生等の移送に必要なもの（迎えるための往路を含む）に限るものとし、企業担当者等の出張に係るものは除く。</p> <p>※水際対策として公共交通機関不使用を求められている期間のみを対象とする。</p>	<p>・有料道路通行料金の実支出額に補助率3/4を乗じて得た額とし、円未満の端数は切り捨てるものとする。</p>
⑤	<p>・県内で雇用される外国人技能実習生等が入国する際の水際対策において、外国人技能実習生等を空港等から待機宿泊施設に移送するため、県内企業等が負担する公共交通料金</p> <p>・県内で雇用される外国人技能実習生等が入国する際の水際対策において、待機終了後、待機宿泊施設から沖縄便が離発着する最寄り空港等に移送するため、県内企業等が負担する公共交通料金</p> <p>※水際対策において公共交通機関使用を可能としている期間のみを対象とする。</p> <p>※最寄り駅から待機宿泊施設までの移送経費は認めない。</p> <p>※待機宿泊施設から最寄り駅までの移送経費は認めない。</p> <p>※複数人の外国人技能実習生等を同時に移送する場合において、貸自動車（レンタカー）借上げ等の手段による移送方法が経済的（貸自動車、燃料費、有料道路通行料を合計した経費が、公共交通を利用する場合に比べ、安価な場合）かつ合理的な場合は、貸自動車（レンタカー）等による移送手段方法を認める。</p>	<p>・公共交通料金に係る実支出額に補助率3/4を乗じて得た額とし、円未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>※貸自動車（レンタカー）借上げ等の手段による移送方法が経済的かつ合理的な場合は、②～④に記載される補助金額の算出方法とする。</p>
⑥	<p>・県内で雇用される外国人技能実習生等が入国する際の水際対策において、待機終了後、県外から県内に航空機等を利用し移送するため、県内企業等が負担する航空運賃等</p> <p>※県内移送における航空運賃等は認めない。</p>	<p>・航空運賃等の実支出額に補助率3/4を乗じて得た額とし、円未満の端数は切り捨てるものとする。</p>